

<資料>

フランス職業組合法（1884年3月21日法） の資料的研究

大和田 敢 太

（目次） はじめに

- （一） 職業組合法の成立過程
- （二） 職業組合法の条文生成過程

はじめに

フランスの労働組合法制は、「組合の自由 *liberté syndicale*」と「複数主義 *pluralisme syndical*」をその主要な特徴としているが、その原型は、1884年3月21日法（職業組合法）である。1884年法制定に至る過程では、成立法案も含めて11の法案が提出されたが、その条文生成の変遷そのものが、労働組合法認という歴史的転換の背後にあった熾烈な階級対立・闘争を物語っているのである。もちろん、そのような法案を登場せしめた社会的経済的背景やイデオロギー、法理論の検討こそが、われわれにとっての最も重要な課題であることは多言を要しないが、その予備的作業として、ここに、職業組合法の条文生成過程を資料的に整理することとする⁽¹⁾。

- (1) 法令用語の訳語は、その多くを、東大社研資料『1791年憲法の資料的研究』、山口俊夫『概説フランス法上』に依った。

なお、職業組合法を扱った邦語文献としては、宮本安美「フランス職業組合に関する1884年法の制定過程—下院本会議までを中心として—」（法学研究第37巻5号71頁以下）、中村睦男『社会権法理の形成』103頁以下、恒藤武二『フランス労働法史』85頁以下、末弘巖太郎『労働法研究』281頁以下などがある。

（一）職業組合法の成立過程

議ぎ会かいにおける職業組合法の成立過程は、延べ9年の長きにわたるが、まず、ここでは、その経過につき、各々の法案の——当時において問題となり、論議をよびおこした——主要な内容に簡単にふれつつ、概観する。

議ぎ会かいに最初に登場した職業組合法案は、1876年7月4日、Lockroyらによって下院に提出された「使用者および労働者の組合会議の法認、組織および運営に関する法案」⁽¹⁾〔I〕

案)である。提案者は、アンシアン・レジーム下のコルポラシオンと対比させつつ、職業独占の不在、同一職業における競合団体の存在(複数主義)、職業組合に加入しない自由を、「職業組合」の特徴であると指摘した。だが、とりわけ労働者側の猛反対をよびおこしたのは、全組合員の住所・氏名の届出義務であった。

同案は、1877年の下院の解散により、廃案となるが、同案に反対していた労働組合側は、政府が職業組合法案を提出する意向を表明したこともあって、パリの62の労働組合の代表者によって1878年3月30日に任命された委員会を設立し、独自の法案を作成した⁽²⁾。労働組合側の提案には、刑法典第414、415、416条(労働の自由への侵害罪)⁽³⁾の廃止、権利能力(所有権、訴訟当事者能力)、職業紹介業務等の規定が含まれている。〔I〕案で問題となった届出については、組合規約および組合員数の届出に限定している。

かねてから職業組合法制定を公約していた政府は、漸く、1880年11月22日、「職業組合の創設に関する法案」(政府原案、〔II〕案)を下院に提出した⁽⁴⁾。〔II〕案は、国璽尚書・司法大臣 Cazot および農商務大臣 Tirard により、共和国大統領 Grévy の名で下院本会議に提出された後、下院の「職業組合の創設に関する法案検討委員会」に付託されたが、全組合員の住所・氏名の届出義務を定め、組合員資格を、私権を享有するフランス人に限定していた。

〔II〕案の付託をうけた下院委員会は、委員会案(下院委員会第1次案、〔III〕案)を作成し、1881年3月15日、Allain-Targé が下院本会議に報告を提出した⁽⁵⁾。〔III〕案は、刑法典第414、415、416条の職業組合への不適用を明記するとともに、「労働組合が、実質的かつ永続的に設立される」ために、詳細な能力規定を置いた。また、届出義務については、組合規約および組合執行部の氏名だけにとどめている。組合員資格の規定は削除された。

〔III〕案の提案をうけた下院本会議は、1881年6月9日、大幅修正のうえ、法案を採択した⁽⁶⁾(下院第1次案、〔IV〕案)。〔IV〕案では、刑法典第416条が廃止され、権利能力を取得しようとする職業組合に対してだけ、組合規約および組合執行部の氏名の届出義務が課されている。また、組合執行部は、フランス人に制限されている。

〔IV〕案の送付をうけた上院は、1882年6月24日、Barthe が報告を行い⁽⁷⁾、1882年7月17日、第1回読会で修正案を採択した⁽⁸⁾(上院第1次案、〔V〕案)。

その後、上院委員会の再提案(上院委員会第2次案、〔VI〕案)と1882年7月20日行われた Barthe の再報告⁽⁹⁾に基づき、上院本会議の第2回読会は、1882年8月1日、法案を採択した⁽¹⁰⁾(上院第2次案、〔VII〕案)。

〔V〕案、〔VI〕案では、すべての組合に対する届出義務が復活している。組合執行部の資格については、〔IV〕案が維持され、さらに〔VI〕案では、「私権を享有する者」という条件が追加された。また、職業組合連合会に対して権利能力が付与されている。そして主たる論争の対象となった刑法典第416条の廃止については、結局、認められていない。

〔VII〕案は、基本的には〔VI〕案を受け入れたが、職業組合連合会に関する規定が削除された。

上院から〔VII〕案の回付をうけた下院では、1883年3月6日、Lagrangeによる委員会報告・提案⁽¹¹⁾（下院委員会第2次案、〔VIII〕案）がなされた後、1883年6月19日、一部修正のうえ、採択された⁽¹²⁾（下院第2次案、〔IX〕案）。

〔VIII〕案は、まず刑法典第416条廃止規定を復活させた。権利能力については、〔IV〕案と同様に、権利能力取得を希望する職業組合に対してだけ、規約等の届出義務を課し、法外組合の存在を認めた。また、職業組合連合会について再規定し、連合会にも、職業組合とほぼ同一の権利能力を認めた。

〔IX〕案は、〔VIII〕案が削除した職業組合による不法財産取得についての規定を復活させるとともに、〔VIII〕案が創設した特別委員会の規定を削除した。それ以外は、〔IX〕案は〔VIII〕案を全面的に継受したのであった。結局、〔IX〕案は、先に下院の採択した〔IV〕案に内容上類似したものとなっているのである。

〔IX〕案の再回付をうけた上院では、上院委員会が、〔IX〕案を、委員会提案（上院委員会第3次案）として上院本会議に提出し、1883年12月14日、Tolainが報告を行った⁽¹³⁾。

上院本会議では、再び、刑法典第416条廃止問題について激しい論戦が交されたが、結局、上院も同条廃止に同意した。また、下院が、法外組合の存在を認め、「2種類の組合を創設」したことを覆し、すべての職業組合に規約等の届出義務を課した。職業組合連合会に関しても、異議が噴出し、連合会には権利能力を付与することなく、その法的存在のみを認めることを僅差（134票対127票）で可決したのであった。

上院本会議は、以上のような修正を加えて、1884年2月23日、〔X〕案（上院第3次案）を採択した⁽¹⁴⁾。

なお、この時のTolain報告書には、労使の団体の代表が陳述した意見・報告が添附されている。労使の全国的組織の代表の法案に対する意見として興味深いものがあり、簡単にふれておくこととする。

使用者側の全国商工業連合会（Union nationale du commerce et de l'industrie）代表は、〔IX〕案に対して、連合会設立の要件を除いて、概ね賛意を表明している。連合会設立の要件に関しては、「正規に設立された職業組合」が加盟組合の要件とされているが、その要件を削除し、連合会の自由設立原則を要求したのである。その他の点では、刑法典第416条の廃止に賛同しており、また、職業組合の管轄省庁を内務省から商務省に移すことを要求していることが、主要な主張である。

他方、労働者側のフランス労働組合連合会（Union des chambres syndicales ouvrières de France）代表は、〔VII〕案に関して、以下の諸点を主張している。——規約の検事への送付規定（第3条第4項）削除。不動産取得制限規定（第4条第2項）緩和。連合会規定（〔VI〕案第5条）復活。集会取締規定（第6条第4項）削除。刑法典第416条の廃止。

結論として、同代表は、〔IV〕案を、不動産取得制限規定を修正したうえで、採択することを要求しているのである。

〔X〕案の再々回付をうけた下院では、〔X〕案が下院委員会案（下院委員会第3次案）として提出され、1884年3月6日、Lagrange 報告⁽¹⁵⁾の後、法案成立をこれ以上引延すことはできないとの判断から、〔X〕案が原案どおり、1884年3月13日、下院本会議で採択され⁽¹⁶⁾（下院第3次案）、ここに至って、職業組合法が、長年の格闘の末、成立したのである。

同法は、3月21日公布され、1884年3月21日法として、フランス労働法の歴史における一大画期をなすとともに、その後幾次の修正を加えられながら、現行法体系にも生き続けているのである。

- (1) Office du Travail, Associations professionnelles ouvrières, t. I, pp. 51 et 52.
- (2) Ibid., p. 53.
- (3) 同罪については、拙稿「フランスにおける罷業権の生成過程についての一考察（二）」（法学論叢第103巻6号49頁以下）を参照されたい。
- (4) J. O., Chambre, séance du 22 nov. 1880, Débats et Documents, 29 nov. 1880, Annexe N° 3029, p. 11677 et suiv.
- (5) J. O., Chambre, séance du 15 mars 1881, Débats et Documents, 20 mars 1881, Annexe N° 3420, p. 361 et suiv.
- (6) J. O., Chambre, séance du 9 juin 1881, Débats, 10 juin 1881, p. 1160 et suiv.
- (7) J. O., Sénat, séance du 24 juin 1882, Documents, juin 1882, Annexe N° 296, p. 329 et suiv.
 なお、上院委員会は、下院第1次案を修正した委員会提案（上院委員会第1次案）を上院本会議に提出したが、同案は、本稿では割愛した。Ibid., p. 331 et suiv. 参照。
- (8) J. O., Sénat, séance du 17 juil. 1882, Débats, 18 juil. 1882, p. 810 et suiv.
- (9) J. O., Sénat, séance du 20 juil. 1882, Documents, août 1882, Annexe N° 413, p. 476 et suiv.
- (10) J. O., Sénat, séance du 1^{er} août 1882, Débats, 2 août 1882, p. 980 et suiv.
- (11) J. O., Chambre, séance du 6 mars 1883, Documents, mars 1883, Annexe N° 1760, p. 396 et suiv.
- (12) J. O., Chambre, séance du 19 juin 1883, Débats, 20 juin 1883, p. 1346 et suiv.
- (13) J. O., Sénat, séance du 14 déc. 1883, Documents, janv. 1884, Annexe N° 112, p. 1117 et suiv.
- (14) J. O., Sénat, séance du 23 fév. 1884, Débats, 24 fév. 1884, p. 471 et suiv.

(15) J. O., Chambre, séance du 6 mars 1884, Documents, juil. 1884, Annexe N° 2681, p. 580 et suiv.

(16) J. O., Chambre, séance du 13 mars 1884, Débats, 14 mars 1884, p. 737 et suiv.

(二) 職業組合法の条文生成過程

(一) でみたように、1884年職業組合法成立に至る議会審議においては、11の案文が登場した。最終案である〔X〕案（1884年法）の項目編成に基づいて、それが成案に到達する生成過程を、〔I〕案から〔X〕案への変遷として対比する。

なお、以下の点について留意されたい。

① 各条の冒頭に〔X〕案を置き、以下、〔I〕案から〔IX〕案まで配列してあるが、各案名の横の条名は、〔X〕案の各条文に対応する各案の条文の条名である。〔I〕案から〔X〕案までの条文は、本稿に全文収用されている。

② 条文見出しおよび〔V〕案第5条を除いた各条文の項番号は、本資料作成者によるものである。

③ 各条の末尾に、1884年法（〔X〕案）の各条文の現行労働法典における取扱いについて、簡単なコメントを付した。このコメントにおいては、法典編纂のための技術的理由による字句の変更および一部の条文に散見される動詞の時制の変更は、無視した。労働法典は、Daloz, quarantième édition (1978)を使用した。

〈第1条〉（廃止される法律および職業組合には適用されない法律）

『① 1791年6月14日-17日法および刑法典第416条は、廃止される。』

② 刑法典第291, 292, 293, 294条および1834年4月10日法は、職業組合には適用されない。』

〔I〕案（第1条）

『1791年6月14日-17日法は、廃止される。』

〔II〕案（第6条）

『本法に反する従来諸規定は、廃止される。』

〔III〕案（第1条）

『① 1791年6月14日-17日法は、廃止される。』

② 刑法典第291, 292, 293, 294, 414, 415 および416条, 1834年4月10日法ならびに1852年3月25日-4月2日デクレ第2条の諸規定は、本法の定めに従って、設立され、活動している職業組合には適用されることはない。』

〔IV〕案（第1条）

①については、〔X〕案と同文。

『② 刑法典第291, 292, 293, 294条, 1834年4月10日法および1852年3月25日-4月2日デクレ第2条は, 職業組合には適用されない。』

〔V〕案(第8条)

『① 1791年6月14日-17日法は, 廃止される。』

②については、〔X〕案と同文。

〔VI〕案(第8条)

〔V〕案と同文。

〔VII〕案(第7条)

〔V〕案と同文。

〔VIII〕案(第1条)

〔X〕案と同文。

〔IX〕案(第1条)

〔X〕案と同文。

〔現行労働法典〕

刑法典第291, 292, 293条および1834年4月10日法は, 1901年7月1日法(結社の自由に関する法律)により廃止されている。刑法典第294条は, 1901年法により廃止され, 条文全体が, 1905年12月9日法により廃止されている。労働法典と特別法との関連についての一般的規定(L, 411-20)以外には, 現行法制には, この種の定めはない。

〈第2条〉(職業組合設立の自由)

『職業組合または職業団体は, たとえ20人以上であっても, 同一の職業, 類似の職業または特定の生産物の製造に関与する相関連する職業に従事する者であるならば, 政府の許可を要せず, 自由に設立することができる。』

〔I〕案(第2条)

『同一の職業に従事する使用者および労働者からなり, 職業組合という名称をもつ団体は, たとえ20人以上の者を含むときであっても, 政府の許可を要せず, 設立することができる。』

〔II〕案(第1条)

『同一の職業に従事する20人以上の者から構成される職業組合は, 政府の事前の許可を要せず, 以下の条文に定められた要件によって, 設立することができる。』

〔III〕案(第2条)

『たとえ20人以上であっても, 同一の職業または類似の職業に従事する者からなる職業組合または団体は, 政府の許可を要せず, 自由に設立することができる。』

〔IV〕案（第2条）

〔III〕案と同文。

〔V〕案（第1条）

『職業組合または団体は、たとえ20人以上であっても、同一の職業または類似の職業に従事する者であるならば、政府の許可を要せず、自由に設立することができる。』

〔VI〕案（第1条）

『職業組合または職業団体は、たとえ20人以上であっても、同一の職業または類似の職業に従事する者であるならば、政府の許可を要せず、自由に設立することができる。』

〔VII〕案（第1条）

〔VI〕案と同文。

〔VIII〕案（第2条）

〔VI〕案と同文。

〔IX〕案（第2条）

〔VI〕案と同文。

〔現行労働法典〕

「たとえ20人以上であっても」と「政府の許可を要せず」の文言の削除、「同一の自由業（に従事する者）」という字句の追加および些細な字句変更の他は、1884年法が維持されている（L.411-2）。

〈第3条〉（職業組合の目的）

『職業組合は、主として、経済的、工業的、商業的および農業的利益の研究と擁護を目的とする。』

〔I〕案（第3条第1項）

『① 職業組合は、その構成員に共通する産業的利益の擁護を目的とする。』

〔II〕案（第2条）

『職業組合は、主として、その全構成員に共通する職業的、経済的、工業的および商業的利益の研究と擁護を目的とする。』

〔III〕案（第3条第1項）

『職業組合は、その全構成員に共通する経済的、工業的および商業的利益ならびにその職業の一般利益の研究と擁護を目的とする。』

〔IV〕案（第3条）

〔III〕案と同文（ただし、J.O., Chambre, Documents, mars 1883, Annexe N^o 1760, p.402. によれば、動詞の時制は、〔III〕案の現在形が単純未来形になっている）。

〔V〕案（第2条）

『職業組合は、主として、その全構成員に共通する経済的、工業的および商業的利益ならびにその職業の一般利益の研究と擁護を目的とする。』

〔VI〕案（第2条）

『職業組合は、主として、経済的、工業的および商業的利益の研究と擁護を目的とする。』

〔VII〕案（第2条）

〔VI〕案と同文。

〔VIII〕案（第3条）

〔VI〕案と同文。

〔IX〕案（第3条）

〔VI〕案と同文。

〔現行労働法典〕

1884年法と同文（L.411-1）。

＜第4条＞（職業組合の設立要件、届出）

『① すべての職業組合の創立者は、規約および、いかなる資格にせよ、その管理または運営に任ずる者の氏名を届出なければならない。』

② この届出は、組合が結成された地域の市町村役場に対して、パリにおいては、セーヌ県庁に対して、行われる。

③ この届出は、組合の管理または規約の変更のたびごとに、更新される。

④ 市町村長またはセーヌ県知事は、初審裁判所検事に規約を送付しなければならない。

⑤ 組合の運営または管理に任ずる、すべての職業組合の構成員は、フランス人であり、かつ、私権を享有していなければならない。』

〔I〕案（第5条）

『使用者または労働者のすべての職業組合は、その創立時に、諸県においては、組合の主要な本拠のある都市の市長のもとに、パリにおいては、警視総監のもとに、および、さらに、初審裁判所検事局に対して、以下の事項を含む申述を行わなければならない。——規約、組合員数および組合員の住所・氏名。』

この申述は、毎年1月1日に、更新されなければならない。』

〔II〕案（第3条、4条）

『第3条

① 職業組合の活動開始2週間前までに、その創立者は、組合規約ならびに組合を構成しているすべての組合員の氏名および住所を、それとともに、いかなる資格にせよ、その運営または管理に任ずる者を特に示して、届出なければならない。』

② この届出は、セーヌ県においては、警視庁に対して、他の諸県においては、組合が結成された地域の市町村役場に対して、行われる。

③ この届出は、毎年1月1日および運営委員または規約の変更のたびごとに、更新されなければならない。』

『第4条

職業組合は、私権を享有しているフランス人の相互間においてしか、結成されえない。』

〔III〕案（第6条）

『① 職業団体の設立1週間前までに、その創立者は、規約および、いかなる資格にせよ、その運営または管理に任ずる者の氏名を届出なければならない。』

第2項は、〔X〕案第2項と同文。

『③ この届出は、組合の管理または規約の変更のたびごとに、更新されなければならない。』

〔IV〕案（第5条）

『① 次条において定められている諸権利を享有しようとするすべての職業組合の創立者は、規約および、いかなる資格にせよ、その運営または管理に任ずる者の氏名を届出なければならない。』

第2項、3項は〔X〕案第2項、3項と同文。

『④ 組合の運営または管理に任ずる、すべての職業組合の構成員は、フランス人でなければならない。』

〔V〕案（第3条）

第1項、2項、3項、4項は〔X〕案第1項、2項、3項、4項と同文。

第5項は〔IV〕案第4項と同文。

〔VI〕案（第3条）

〔X〕案と同文。

〔VII〕案（第3条）

〔X〕案と同文。

〔VIII〕案（第4条）

『① 本法第6条において定められている諸権利を享有しようとするすべての職業組合の創立者は、規約および、いかなる資格にせよ、その運営または管理に任ずる者の氏名を届出なければならない。』

② この届出は、組合が結成された地域の市町村役場に対して、パリにおいては、商務省に対して、行われる。』

第3項は〔X〕案第3項と同文。

『④ すべての組合の運営または管理に任ずる構成員は、フランス人であるか、または、フランスに住居を定めることを認められており、かつ、私権を享有していなければならない。』

〔IX〕案（第4条）

〔VIII〕案と同文。

〔現行労働法典〕

第2項および4項でのパリにおける特例は削除されているが、第1項から4項までは、1884年法と同文（L.411-3, R.411-1）。第5項については、外国人にも、組合役員資格を認めている（L.411-4）。

〈第5条〉（職業組合連合会）

〔④ 本法の定めによって、正規に設立された職業組合は、経済的、工業的、商業的および農業的利益の研究と擁護のために、自由に連合することができる。

② この連合会は、第4条第2項に従って、連合会を構成する組合の名称を届出なければならない。

③ この連合会は、不動産を所有することができない。また、訴訟当事者となることができない。〕

〔I〕案

規定なし。

〔II〕案

規定なし。

〔III〕案（第4条）

『連合会は、正規に設立された職業組合の相互間において、共通の工業的および商業的利益の保護をめざして、結成することができる。』

〔IV〕案（第4条）

〔III〕案と同文。

〔V〕案（第5条）

『使用者および労働者の職業組合は、その職業に相違があっても、その相互間において、共通の工業的および商業的利益の保護をめざして、第3条の要件および要式に従って、以下の要件のもとで、連合会を結成することができる。

① すべての連合会の創立者は、規約を届出なければならない。規約には、その目的、連合会を構成する職業組合ならびに、いかなる資格にせよ、連合会の運営委員または管理委員である者の氏名および住居が、明らかにされているものとする。

既存の連合会への職業組合の新規加盟はすべて、届出られた規約への補充的申述によって認証される。

② 連合会の運営委員または管理委員ならびに創立者は、フランス人であり、かつ、私権を享有していなければならない。

③ 連合会は、フランスにその本拠を置く職業組合によってしか構成されることができない。

④ このようにして設立された連合会はすべて、第3条によって課された定めに従った職業組合にたいして、第4条により与えられているものと同一の権利を、享有する。』

〔VI〕案（第5条）

〔V〕案と同文。

〔VII〕案

規定なし。

〔VIII〕案（第5条）

『正規に設立された職業組合の相互間の連合会は、共通の工業的および商業的利益の保護をめざして、結成することができる。

すべての連合会の創立者は、本法第4条によって定められた要式および要件を充たさなければならぬ。さらに、その創立者は、連合会を構成する組合の名称および本拠を明らかにし、そして、すべての新規加入または脱退を1ヶ月以内に申述しなければならない。』

なお、連合会の能力については、第6条（〔VIII〕案）参照。

〔IX〕案（第5条）

〔VIII〕案と同文。

〔現行労働法典〕

第1項は1884年法と同文（L.411-21）。第2項の要件については、表現を変え存続（L.411-22）。第2項の要件以外は、連合会の要件、能力は、職業組合と全く同一である（L.411-22, L.411-23）。

〈第6条〉（職業組合の能力）

『① 使用者または労働者の職業組合は、訴訟当事者能力を有する。

② 職業組合は、組合費からなる金員を使用することができる。

③ ただし、職業組合は、その集会、図書館および職業教育課程のために必要な不動産だけを取得できるにすぎない。

④ 職業組合は、許可を要せず、他の法律の諸規定に従って、組合員の相互間に、特別の共済および退職基金を設立することができる。

⑤ 職業組合は、求人求職のための紹介機関を、自由に創設し、運営することができる。

⑥ 職業組合は、その専門に属するすべての紛議および問題について、意見を求められることができる。

⑦ 争訴の場合には、当事者の求めにより、組合の意見が、徴せられる。当事者は、組合の意見の通知および写本をうけることができる。』

〔I〕案（第3条第2項、第4条）

『第3条

② ただし、職業組合は、失業または疾病の際の共済基金、退職基金の創設、救難作業場、道具の販売・修理のための店舗の設置および協同組合の組織化に取り組むことができる。』

『第4条

同一産業の組合で、一方は使用者から、他方は労働者から構成されている組合は、その相互間において、一の組合の構成員と他の組合の構成員との職業的関係を規整することを目的とする協定を締結することができる。

この協定は、契約としての効力を有し、定められた期間中、締結団体の全構成員を拘束する。

この協定は、最高でも5年間の期間にかぎって定めをなすことができるにすぎない。』

〔II〕案

規定なし。

〔III〕案（第3条第2項、3項、4項、第5条）

『第3条

② 職業組合は、その職業の利益のために、とりわけ、失業、疾病または老齢のための保険基金の創設、救難作業場、道具の販売・修理のための店舗の設置、協同組合の組織化、職業教育および同じ性質の他の諸問題の組織化と発展に取り組むことができる。

③ 職業組合は、求人求職のための紹介業務を、行うことができる。

④ 職業組合は、仲裁人または鑑定人の役割を遂行するために、選ばれることができる。』

『第5条

① 職業組合は、訴訟当事者能力を有する。

② 職業組合は、組合費により生ずる金員を所有し、使用することができる。

③ 職業組合は、その集会ならびに図書館、見習徒弟および職業教育課程の設置のために必要な不動産も所有することができる。』

〔IV〕案（第6条）

『① 本法第5条により課された要式を充たしたる職業組合は、訴訟当事者能力を有する。

② この職業組合は、組合費からなる金員を使用することができる。

③ ただし、この職業組合は、その集会、図書館および職業教育課程のために必要な不動産だけを取得できるにすぎない。

④ この職業組合は、許可を要せず、組合員の相互間に、共済および退職基金を設立することができる。

⑤ この職業組合は、求人求職のための紹介機関を、創設し、運営することができる。

⑥ この職業組合は、その専門に属するすべての紛議および問題について、意見を求められることができる。』

〔V〕案（第4条）

第1項は〔X〕案第1項と同文。

『② 贈与を受領すること、および、有償以外の方法で取得することは、職業組合には禁止される。』

第2項後半は〔X〕案第2項と同文（ただし、助動詞の時制は、〔X〕案の未来形が現在形になっている）。

第3項は〔X〕案第3項と同文（ただし、冠詞の表現が1ヶ所異なる）。

『④ 職業組合は、許可を要せず、組合員の相互間に、共済および退職基金を設立することができる。

⑤ 職業組合は、求人求職のための紹介機関を、創設し、運営することができる。』

第6項は〔X〕案第6項と同文（ただし、冠詞が2ヶ所抜け、名詞が1ヶ所単数形が複数形になっている）。

〔VI〕案（第4条）

第1項は〔X〕案第1項と同文。

第2項、3項は〔V〕案第2項、3項と同文。

第4項は〔X〕案第4項と同文（ただし、名詞が1ヶ所複数形が単数形になっている）。

第5項、6項は〔V〕案第5項、6項と同文。

〔VII〕案（第4条）

第1項は〔X〕案第1項と同文。

第2項、3項は〔V〕案第2項、3項と同文。

第4項は〔VI〕案第4項と同文。

第5項は〔V〕案第5項と同文。

第6項、7項は〔X〕案第6項、7項と同文。

〔VIII〕案（第6条）

『① 本法第4条により定められた要式を充たしたる職業組合、および連合会は、訴訟当事者能力を有する。』

第2項から7項までは、（主語が代名詞で表示されているので）文章表現上は、〔X〕案第2項から7項までと同一であるが、〔VIII〕案第1項の表現から明らかなように、法定要件を充たした職業組合とともに、連合会が、各項の能力を有するのである。ただし、第7項については、〔VIII〕案においても、職業組合に対してだけ認められる。

なお、能力取得の要件については、第4条（〔VIII〕案）参照。

〔IX〕案（第6条）

〔VIII〕案と同文。

〔現行労働法典〕

第1項（L.411-11）、第5項（L.411-14）、第7項（L.411-19）は1884年法と同文。第4項は「許可を要せず」という文言の削除以外は同文（L.411-15）。第2項は削除さ

れ、法人格取得の一般的規定（L.411-10）に吸収。第3項は不動産取得の目的制限は廃止され、同項に示された3つの目的のための動産、不動産は差押不能とされている（L.411-12）。第6項は、より具体的な保障制度の規定に発展（L.411-11）。

〈第7条〉（職業組合脱退の自由）

『① 職業組合のすべての組合員は、いかなる規約上の定めにもかかわらず、いつでも、その団体から脱退することができる。ただし、当該年度の組合費を徴収する、組合の権利を害することはできない。

② 組合から脱退するすべての者は、組合費または積立金の払込みによって出資してきた、共済および老齢退職年金組合の加入者たる権利を失わない。』

〔I〕案

規定なし。

〔II〕案

規定なし。

〔III〕案

規定なし。

〔IV〕案（第6条第7項）

〔X〕案第1項と同文。

〔V〕案（第4条第7項）

〔X〕案第1項と同文。

〔VI〕案（第4条第7項）

〔X〕案第1項と同文。

〔VII〕案（第4条第8項）

〔X〕案第1項と同文。

〔VIII〕案（第6条第8項）

〔X〕案第1項と同文。

〔IX〕案（第6条第8項）

〔X〕案第1項と同文。

〔現行労働法典〕

第1項は、文法上の修正および、「当該年度の組合費」を「脱退後の6ヶ月分の組合費」に修正以外は、1884年法と同文（L.411-8）。第2項は、「老齢退職年金」の「年金」の文言が削除された他は、1884年法と同文（L.411-15）。

〈第8条〉（財産の不法取得）

『財産が、第6条の諸規定に反して取得されたる場合は、初審裁判所検事または当事者

によって、取得または恵与の無効が、申立てられることができる。

有償取得のときには、不動産は、売却され、売却代金は、団体の基金に繰込まれる。

恵与のときには、財産は、贈与者またはその相続人もしくは権利承継人に返還される。』

〔I〕案

規定なし。

〔II〕案

規定なし。

〔III〕案

規定なし。

〔IV〕案

規定なし。

〔V〕案（第6条）

『① 職業組合または組合連合会に対する不動産の贈与および遺贈はすべて、無効である。この無効は、利害関係者の申立てまたは初審裁判所検事の請求により、裁判所により宣告される。

② 贈与または遺贈された不動産は、贈与者、相続人または贈与者もしくは遺言者の権利承継人に返還される。

③ 第4条第3項に違反して取得された不動産および同項に定められた使途目的を失った不動産は、売却される。

④ 売却は、検察官の訴えにもとづき、民事裁判所により執り行われる。

⑤ 売却代金は、団体の基金に繰込まれる。』

〔VI〕案（第6条）

〔V〕案と同文。

〔VII〕案（第5条）

〔V〕案から第4項を削除し、他は同文。なお、第6条（〔VII〕案）参照。

〔VIII〕案

規定なし。

〔IX〕案（第6条第9条）

『財産が、本条の諸規定に反して取得されたる場合は、その取得が、有償でなされたるときには、その財産は、売却され、売却代金は、団体の基金に繰込まれる。

その取得が、無償でなされたときには、その恵与の無効が、初審裁判所検事または当事者により申立てられることができる。そして、その財産は、贈与者またはその相続人もしくは権利承継人に返還される。』

〔現行労働法典〕

財産取得制限がないのであるから、当然、本条の規定も必要はない。

〈第9条〉（罰則）

『① 本法第2, 3, 4, 5および6条の諸規定の違反は、組合の管理委員または運営委員に対して訴追がなされ、16フラン以上200フラン以下の罰金によって処罰される。さらに、裁判所は、初審裁判所検事の発意により、組合の解散および、第6条の諸規定に違反してなされた不動産取得の無効を宣告することができる。』

② 規約ならびに運営委員または管理委員の氏名および資格に関する虚偽の申述の場合には、罰金は、500フランまで引き上げることができる。』

〔I〕案（第6条）

『申述の懈怠または規約違反の場合には、組合機関の構成員は、16フラン以上200フラン以下の罰金に処せられる。』

〔II〕案（第5条）

『申述の懈怠は、16フラン以上200フラン以下の罰金によって処罰される。』

虚偽の申述の場合には、罰金は、500フランまで引き上げることができる。』

規約または第2および4条の定め違反する場合には、裁判所は、職業組合の解散を宣告することができる。』

〔III〕案（第7条）

『第5条の違反は、担当の、管理委員、または運営委員の1人に対して訴追がなされ、16フラン以上50フラン以下の罰金によって処罰される。』

悪意をもってなされた虚偽の申述の場合には、罰金は、500フランまで引き上げることができる。』

〔IV〕案

規定なし。

〔V〕案（第7条）

『① 本法第1, 2, 3, 4および5条の諸規定ならびに規約違反は、組合の管理委員または運営委員に対して訴追がなされ、16フラン以上200フラン以下の罰金によって処罰される。』

② さらに、裁判所は、その解散を宣告することができる。』

第3項は〔X〕案第2項と同文（ただし、前置詞の表現が1ヶ所異なる）。

『④ 出版の自由に関する1881年7月29日法の重罪または軽罪の教唆についての第23および24条は、職業団体のまたは職業組合連合会の、公的たると私的たるを問わない集会においておこなわれた教唆に適用される。』

〔VI〕案（第7条）

〔V〕案と同文。

〔VII〕案（第6条）

『① 本法第1, 2, 3および4条の諸規定の違反は、組合の管理委員または運営委員に対して訴追がなされ、16フラン以上200フラン以下の罰金によって処罰される。

② さらに、裁判所は、組合の解散、贈与または遺贈の無効を宣告することができ、そして、初審裁判所検事の発意により、第4条の諸規定に違反して取得された不動産の売却を執り行うことができる。』

第3項は〔V〕案第3項と同文。

『④ 出版の自由に関する1881年7月29日法の重罪または軽罪の教唆についての第23および24条は、職業団体の、公的たると私的たるとを問わない集会においておかれた教唆に適用される。』

〔VIII〕案

規定なし。

〔IX〕案

規定なし。

〔現行労働法典〕

第2項は表現上の修正を除いて、1884年法と同文（L.461-1。罰金額は2000フラン以上8000フラン以下）。第1項については、組合解散措置が、連合会も対象とされている。不動産に関する規定は削除され、他は罰則規定として修正（L.461-1, R.461-1）。

〈第10条〉（適用範囲）

『本法は、アルジェリに適用される。

本法は、マルティニック島、グアドループ島およびレユニオンの植民地にも適用される。ただし、外国人の、移民として雇用されている労働者は、組合に所属することができない。』

領土的適用範囲に関する規定は、〔X〕案で初めて採り入れられたもので、他の案には、この種の規定はない。また、人的適用範囲については、前掲（〈第4条〉）〔II〕案（第4条）が規定しているだけである。

現行法制には、この種の規定はない。

〔VIII〕案を除く他の案の条文はすべて、以上に収められているが、〔VIII〕案には、他に以下の条項が含まれている。

〔VIII〕案（第7条）

『上院により選出された3名の上院議員および下院により選出された3名の下院議員か

ら構成される委員会が、商務大臣の主宰のもとに設置される。

同委員会は、組合団体および組合連合会の運営に関する年次報告を両院に提出しなければならない。』